

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 国土交通省 ）

| | | |
|-----------------------|--|------------------------|
| 制 度 名 | 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除の延長 | |
| 税 目 | 所得税、法人税 | |
| 要 望 の 内 容 | <p>中小企業等が取得した事業基盤強化設備の特別償却又は税額の控除の適用期限を2年延長する。</p> <p>特例内容：取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除 対象設備：280万円以上の機械及び装置、120万円以上の器具及び備品 対象業種：自動車整備業</p> <p>関係条文：租税特別措置法第10条の4 租税特別措置法第42条の7 同法施行令第5条の6 同法施行令第27条の7</p> | |
| | 平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） | － 百万円 （▲31,900 百万円） |

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|---|--------------------------|--|----------------|---|------------------------|------------|--------------------|---|
| <p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p> | <p>(1) 政策目的 自動車整備事業者は、大半が中小零細事業者であり、その脆弱な経営基盤の改善・強化を行い、事業運営の適正化を図ることにより、消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 自動車整備業では、自動車機械工具が高価なため多額の費用を要していることから、これまで本制度を活用し経営基盤の強化を行ってきたところである。 しかし、近年の景気の悪化等により、厳しい経営環境に直面している自動車整備事業者が、変化に対応した事業の拡充、設備の改善等を行い、事業基盤強化の為に設備投資の促進を図るために、本措置は必要不可欠である。</p> | | | | | | | | | |
| <p>今回の要望に関連する事</p> | <p>合理性</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1149 539 1375"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1149 1479 1375"> <p>政策目標：5安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：18自動車の安全性を高める。 業績指標：109車両対車両衝突事故における死亡事故率(正面衝突)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1375 539 1675"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1375 1479 1675"> <p>中小卸売、小売及びサービス業者の競争力を向上させ、新たなニーズに柔軟に対応し、関連新規分野に進出していくために、設備投資を円滑に行うことを通じて収益の増大を図り、事業基盤の安定・強化を促進する。 具体的には資本装備率(従業員1人当たりの有形固定資産額)を用い、中小卸売、小売及びサービス業者の資本装備率を700万円以上への引上げを図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1675 539 1805"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1675 1479 1805"> <p>2年間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1805 539 2087"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1805 1479 2087"> <p>大企業に比して経営基盤の脆弱な中小卸売、小売及びサービス業者等の設備投資を下支えし、経営基盤の安定・強化を図っていく。 具体的には、年間平均伸び率6.5%(資本装備率の伸びが上昇基調にあった昭和57年度から平成7年度までの年間平均伸び率)以上の資本装備率の上昇の実現を図ることとする。</p> </td> </tr> </table> | <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>政策目標：5安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：18自動車の安全性を高める。 業績指標：109車両対車両衝突事故における死亡事故率(正面衝突)</p> | <p>政策の達成目標</p> | <p>中小卸売、小売及びサービス業者の競争力を向上させ、新たなニーズに柔軟に対応し、関連新規分野に進出していくために、設備投資を円滑に行うことを通じて収益の増大を図り、事業基盤の安定・強化を促進する。 具体的には資本装備率(従業員1人当たりの有形固定資産額)を用い、中小卸売、小売及びサービス業者の資本装備率を700万円以上への引上げを図る。</p> | <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> | <p>2年間</p> | <p>同上の期間中の達成目標</p> | <p>大企業に比して経営基盤の脆弱な中小卸売、小売及びサービス業者等の設備投資を下支えし、経営基盤の安定・強化を図っていく。 具体的には、年間平均伸び率6.5%(資本装備率の伸びが上昇基調にあった昭和57年度から平成7年度までの年間平均伸び率)以上の資本装備率の上昇の実現を図ることとする。</p> |
| <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>政策目標：5安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：18自動車の安全性を高める。 業績指標：109車両対車両衝突事故における死亡事故率(正面衝突)</p> | | | | | | | | | |
| <p>政策の達成目標</p> | <p>中小卸売、小売及びサービス業者の競争力を向上させ、新たなニーズに柔軟に対応し、関連新規分野に進出していくために、設備投資を円滑に行うことを通じて収益の増大を図り、事業基盤の安定・強化を促進する。 具体的には資本装備率(従業員1人当たりの有形固定資産額)を用い、中小卸売、小売及びサービス業者の資本装備率を700万円以上への引上げを図る。</p> | | | | | | | | | |
| <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> | <p>2年間</p> | | | | | | | | | |
| <p>同上の期間中の達成目標</p> | <p>大企業に比して経営基盤の脆弱な中小卸売、小売及びサービス業者等の設備投資を下支えし、経営基盤の安定・強化を図っていく。 具体的には、年間平均伸び率6.5%(資本装備率の伸びが上昇基調にあった昭和57年度から平成7年度までの年間平均伸び率)以上の資本装備率の上昇の実現を図ることとする。</p> | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>政策目標の達成状況</p> <p>中小卸売・小売及びサービス業者の資本整備率の推移 平成19年度 280万円 平成20年度 300万円 ※法人企業統計より中小企業庁試算</p> <p>自動車整備業の資本整備率の推移 平成19年度 330万円 平成20年度 349万円 ※中小企業実態調査より(社)日本自動車整備振興会連合会試算</p> |
| 有効性 | <p>要望の措置の適用見込み</p> <p>(適用事業者数) 平成22年度 5,984件 平成23年度 6,283件 平成24年度 6,597件 H21年度中小企業税制に関するアンケート調査から推計</p> <p>(適用法人の範囲) 平成22年度 172,959件 平成23年度 176,332件 平成24年度 179,770件 H20年度中小企業実態基本調査及び会社標本調査より推計</p> | |
| | <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>自動車整備業は従業員数10人以下の企業が約7割を占め、ほとんどが中小零細企業であるなど、経営基盤が脆弱であるため、投資に必要な資力がないなどの課題がある。</p> <p>このようななか、特別償却や税額控除による投下資金の早期回収、負担軽減により、経営環境の変化に対応した事業の拡充、設備の改善等を後押しし、事業基盤強化の為に設備投資の促進を図るために本措置は効果的である。</p> | |
| 相当性 | <p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> | <p>中小企業投資促進税制 (所得税及び法人税。租税特別措置法第10条の3、第42条の6)</p> |
| | <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> | なし |
| | <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> | |
| | <p>要望の措置の妥当性</p> | <p>中小企業による機動的な設備投資を促進するためには、対象者が限定的となる補助金等と異なり、一般的な適用条件を設け対象者を特定しない税制措置による支援が適切である。</p> |
| <p>実績と効果に関する事項</p> <p>これまでの租税特別措置の適用</p> | <p>租税特別措置の適用実績</p> | <p>中小卸売・小売及びサービス業者の適用件数 平成20年度 5,224件 平成21年度 5,699件 出典:適用実績はH21年度中小企業税制に関するアンケート調査から推計</p> <p>中小卸売・小売及びサービス業者の減収額</p> |

| | | |
|------------------|------------------------------------|--|
| | | <p>平成 20 年度 17.7 億円 平成 21 年度 17.7 億円 ※中小企業庁による試算</p> <p>自動車整備業の適用件数 平成 20 年度 148 件 平成 21 年度 130 件 ※(社)日本自動車整備振興会連合会試算で適用件数は適用者数</p> <p>自動車整備業の減収額 平成 20 年度 0.35 億円 平成 21 年度 0.22 億円 ※(社)日本自動車整備振興会連合会試算</p> <p>本税制は、価格要件が高く設定されており、経営基盤の強化に資するものを想定している。そのため、中長期的な観点で設備の導入を決定するものであり、また、対象業種で導入される機械・設備、器具・備品の耐用年数は5年超のものが多く、毎年、設備投資が行われるものではない。また卸、小売、サービス業は、製造業のように設備投資が生産高に直接影響を与えるものでもないため、設備投資の効果は間接的に現れる。このため、製造業に比べて設備投資のインセンティブが働きにくい。以上のように、設備投資は必要であるものの、製造業ほど積極的に行われるという状況ではない。これらの点を踏まえると、5,699 件という数字は過少とは言えない。</p> |
| | <p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> | <p>平成 22 年度に中小企業庁において実施したアンケート調査によると、よりグレードの高い設備を導入できた(27%)、設備投資資金が確保できた(23%)等の回答が得られ、本税制が設備投資のインセンティブとなっている。また、対象設備を導入したことによる効果として、製品・サービスの品質向上が 30%、製品納入までの時間短縮、コストの削減がそれぞれ 17%の回答となっており、経営の効率化が図られ経営基盤の強化が行われている。</p> |
| | <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>大企業に比して経営基盤が脆弱で、競争も激しい中小卸売・小売及びサービス業等の設備投資を下支えし、経営基盤の安定・強化、事業の高付加価値化を図っていく。達成度については、設備投資額伸び率、資本装備率等の各種指標を用い総合的に判断を行う。</p> |
| | <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>長引く景気低迷等による事業者の経営環境の悪化により、中小卸売、小売及びサービス業の資本装備率は 300 万円と目標に届いていない。そのため、本税制によって、経営基盤の安定・強化を図る設備投資を促す措置の継続が必要である。</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | | <p>昭和 6 2 年度 創設 2 年間(特別償却 30%又は税額控除 7%) 平成元年度 2 年間延長(同上) 平成 3 年度 2 年間延長(同上) 平成 5 年度 2 年間延長(同上) 平成 7 年度 2 年間延長(同上) 平成 9 年度 2 年間延長(同上) 平成 1 1 年度 2 年間延長(同上) 平成 1 3 年度 2 年間延長(同上) 平成 1 5 年度 2 年間延長(同上) 平成 1 7 年度 2 年間延長(同上) 平成 1 9 年度 2 年間延長(同上) 平成 2 1 年度 2 年間延長(同上)</p> |